

「唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、九電みらいエナジー株式会社が、佐賀県唐津市において、総出力27,200kW（定格出力3,400kW級の風力発電設備8基）の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用した、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1．総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2．各論

### （１）騒音による影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、評価書作成までに、風力発電設備の機種を選定等について再検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、必要に応じて、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置の検討及び実施すること。

また、環境監視を適切に実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

### （２）風車の影による影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、評価書作成までに、風力発電設備の機種を選定等について再検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、必要に応じて、調査、予測及び評価を再度実施し、そ

の結果に応じて、環境保全措置の検討及び実施すること。

また、環境監視を適切に実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。